

特定非営利活動法人シャロームの会 定款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人シャロームの会という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を、宮城県仙台市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を、宮城県宮城郡松島町に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、精神的ハンディをもつ方々に対して、社会で自立した生活を営むことが出来るように就労の場の提供の相談、トータルカウンセリングスクールの開催、啓発活動に関する事業を行い、精神的ハンディのある方々と共に祈り、共に働き、共に癒され、共に喜ぶことができる社会を創ることを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （2）社会教育の推進を図る活動
- （3）子どもの健全育成を図る活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ①お年寄り、子ども、障害者、不登校や引きこもり経験者、また、それらの家族の、ネットワークづくり推進事業
- ②福祉活動の啓蒙に係る事業
- ③障害者やお年寄りの自立や社会参加を支援する事業
- ④トータルカウンセリングを中心とした各種相談事業
- ⑤トータルカウンセリングを中心とした各種研修事業
- ⑥不登校や引きこもり経験者の自立（進学、就労）や社会参加を支援する事業
- ⑦不登校や引きこもり経験者の家族を支援する事業
- ⑧保健福祉施設の管理運営に関する事業
- ⑨第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業

児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

⑩その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

①物品販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、かつ、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第7条（入会）

正会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

正会員、賛助会員は、理事会が別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

第9条（退会）

正会員、賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第10条（会員の資格の喪失）

正会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事長は退会したものとみなすことができる。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第11条（除名）

正会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第12条（会費等の不返還）

すでに納入された入会金、会費その他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 3人以上20人以内
- （2）監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

第14条（選任等）

理事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、総会で選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人をこえて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1をこえて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の業務執行の状況を監査すること。
- （2）この法人の財産の状況を監査すること。
- （3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえるものが欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （１）定款の変更
- （２）解散
- （３）合併
- （４）事業報告及び活動決算
- （５）役員の選任、解任及び報酬
- （６）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- （２）正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （３）第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに招集通知を発信しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、原則として第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又はをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることは出来ない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者総数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （１）理事長が必要と認めたとき。
- （２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （３）第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに招集通知を発信しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （１）日時及び場所
 - （２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - （３）審議事項
 - （４）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （５）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければ

ならない。

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された資産
- （2）入会金及び会費
- （3）寄付金品
- （4）財産から生じる収益
- （5）事業に伴う収益
- （6）その他の収益

第40条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費の使用は、理事長が副理事長と協議の上決定し、理事会に報告するものとする。

第47条（事業計画及び活動予算の変更）

事業計画及び活動予算の変更は、理事長が副理事長と協議の上決定し、理事会に報告するものとする。

第48条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の承諾を得るものとする。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得るものとする。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得るものとする。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第56条（細則）

この定款の施行に必要な細則は、理事長が副理事長と協議の上定め、理事会に報告するものとする。

附 則

1. この定款は、この法人の設立の日（平成15年12月25日）から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事 長	菊 地	茂
副理事長	菊地	康子
理 事	田中	信生
同	高木	裕樹
同	庄子	陸子

同 上田 さゆり
同 菊地 弘生
監 事 佐藤 敏宏

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 団体 入会金：5万円 年会費：1口1万円で1口以上。
 個人 入会金：1万円 年会費：1口5千円で1口以上。
- (2) 賛助会員 団体 年会費：1口1万円で1口以上。
 個人 年会費：1口5千円で1口以上。

7. この法人の設立により、シャロームの会の会員及び一切の財産は、この法人が承継する。

附 則

1. この定款は、宮城県知事より定款変更の認証を受けた日（平成20年8月25日）から施行する。

附 則

1. この定款は、宮城県知事より定款変更の認証を受けた日（平成24年10月31日）から施行する。

附 則

1. この定款は、平成29年6月3日から施行する。

附 則

1. この定款は、宮城県知事より定款変更の認証を受けた日（令和 年 月 日）から施行する。

令和7年度 第22期
特定非営利活動法人シャロームの会
事業計画（案）

令和7年度も、当会の理念であります「人間は病気であってもなくてもそのままが素晴らしい存在（シャローム）」であることを根底に置き、一人ひとりの大切な個性と限りない可能性に大いなる希望を抱きながら、弱い立場に沿った共生社会の実現を目指し、下記の事業を実施していきます。

1. 障がい者福祉事業の安定的、継続的な運営体制を構築して、メンバー一人ひとりに寄り添い「伴走型支援」を通して自立を助ける。

- （1）相談事業所を開設し、多機能型支援事業所としての役割をさらに深め、担っていきます。
- （2）「エリム事務センター」の定員を増やして、他のB型就労支援事業所とともに工賃向上を図ります。
- （3）経営の安定化を図るために、会計上の収益を定期的に点検、検討していきます。
- （4）ケア会議、メンバーカウンセリング、職員会、研修会を通してメンバーの支援を深めていきます。
- （5）全体会、交流会、各種レクリエーション等を通して、メンバー同士の絆を深めていきます。
- （6）オリーブサロン、支援者異業種交流会を通して、チャレンジドの方々への理解と支援の輪を広めていきます。
- （7）精神障がい者の雇用義務化を大いなるチャンスととらえ、メンバーの社会的自立のための伴走型支援を行っていきます。
- （8）理事会・会員交流会等の支援組織体制の強化を図ります。
- （9）事務局、職員の組織体制の強化を図ります。
- （10）他の福祉事業所並びに支援企業、団体との交流と支援協力体制を構築していきます。
- （11）スタッフ横断チーム（会計、研修、授産、行事、広報、地域の6チーム）の連携強化、情報共有を徹底し、法人活動の活性化を図ります。

2. 企業主導型保育事業の経営の安定化を図るとともに、少子化対策の対応を図る。

3. 地域共生事業の促進を図る。

- （1）「まざらいん食堂」「あがらいん食堂」「こどもレストラン」の開催により地域住民、各年齢層との交流を広めることにより、地域共生事業を促進していきます。
- （2）不登校、ひきこもり、就労困難な方々が集う「居場所」「出場所」をつくります。

4. 法人30周年に向けての活動

- （1）法人21周年の歩みを振り返る「事業検討チーム」を立ち上げ、当会の長所をさらに深め、事業を実施していきます。
- （2）10年長期計画策定チームを設置して、地域共生のための事業を検討していきます。

令和8年度 第23期
特定非営利活動法人シャロームの会
事業計画（案）

令和8年度も、当会の理念であります「人間は病気であってもなくてもそのままだが素晴らしい存在（シャローム）」であることを根底に置き、一人ひとりの大切な個性と限りない可能性に大いなる希望を抱きながら、弱い立場に沿った共生社会の実現を目指し、下記の事業を実施していきます。

1. 障がい者福祉事業の安定的、継続的な運営体制を構築して、メンバー一人ひとりに寄り添い「伴走型支援」を通して自立を助ける。

- （1）相談事業所の運営をとおり、多機能型支援事業所としての役割をさらに深め、担っていきます。
- （2）「エリム事務センター」の定員を増やして、他のB型就労支援事業所とともに工賃向上を図ります。
- （3）経営の安定化を図るために、会計上の収益を定期的に点検、検討していきます。
- （4）ケア会議、メンバーカウンセリング、職員会、研修会を通してメンバーの支援を深めていきます。
- （5）全体会、交流会、各種レクリエーション等をとおり、メンバー同士の絆を深めていきます。
- （6）オリーブサロン、支援者異業種交流会を通して、チャレンジドの方々への理解と支援の輪を広げていきます。
- （7）精神障がい者の雇用義務化を大いなるチャンスととらえ、メンバーの社会的自立のための伴走型支援を行っていきます。
- （8）理事会・会員交流会等の支援組織体制の強化を図ります。
- （9）事務局、職員の組織体制の強化を図ります。
- （10）他の福祉事業所並びに支援企業、団体との交流と支援協力体制を構築していきます。
- （11）スタッフ横断チーム（会計、研修、授産、行事、広報、地域の6チーム）の連携強化、情報共有を徹底し、法人活動の活性化を図ります。

2. 企業主導型保育事業の経営の安定化を図るとともに、少子化対策の対応を図る。

3. 地域共生事業の促進を図る。

- （1）「まざらいん食堂」「あがらいん食堂」「こどもレストラン」の開催により地域住民、各年齢層との交流を広めることにより、地域共生事業を促進していきます。
- （2）不登校、ひきこもり、就労困難な方々が集う「居場所」「出場所」をつくれます。

4. 法人30周年に向けての活動

- （1）法人22周年の歩みを振り返る「事業検討チーム」の活動をとおり、当会の長所をさらに深め、事業を実施していきます。
- （2）10年長期計画策定チームの活動をとおり、地域共生のための事業を強化していきます。

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 シャロームの会

科目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
受取会費	909,000	909,000	
2 受取助成金等			
受取補助金	12,859,000		
受取給付金	252,642,000		
寄附金	1,439,000	266,940,000	
3 事業収益			
売上高	107,218,000	107,218,000	
4 その他収益			
利用者負担金	953,000		
受利息	17,000		
雑収入	1,592,000	2,562,000	
経常収益計			377,629,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
工賃	23,644,000		
給与手当	177,684,000		
法定福利費	21,716,000		
福利厚生費	1,244,000		
人件費計	224,288,000		
(2) その他経費			
仕入高	35,684,000		
通信費	2,861,000		
旅費交通費	5,284,000		
水道光熱費	10,384,000		
レクリエーション費	3,308,000		
研修費	1,095,000		
行事費	360,000		
備品消耗品費	6,993,000		
保険料	3,005,000		
地代家賃	24,573,000		
支払手数料	3,230,000		
租税公課	2,341,000		
謝礼費	2,434,000		
まざらいん費	1,238,000		
保守料	243,000		
公告宣伝費	23,000		
接待交際費	314,000		
事務消耗品費	2,975,000		
支払利息	1,999,000		
顧問料	6,461,000		
車両燃料費	3,548,000		
減価償却費	13,105,000		
雑費	1,064,000		
その他経費計	132,522,000		
事業費計		356,810,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
(2) その他経費		0	
会議費	72,000		
新聞図書費	165,000		
修繕費	4,453,000		
諸会費	106,000		
その他経費計	4,796,000		
管理費計		4,796,000	
経常費用計			361,606,000
当期経常増減額			16,023,000
当期正味財産増産額			16,023,000
前期繰越正味財産額			105,854,652
次期繰越正味財産額			121,877,652

令和8年度 活動予算書

令和8年4月 1 日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 シャロームの会

科目	金 額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
受取会費	936,000	936,000	
2 受取助成金等			
受取補助金	13,244,000		
受取給付金	260,221,000		
寄附金	1,482,000	274,947,000	
3 事業収益			
売上高	110,434,000	110,434,000	
4 その他収益			
利用者負担金	982,000		
受利息	18,000		
雑収入	1,639,000	2,639,000	
経常収益計			388,956,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
工賃	24,353,000		
給与手当	183,014,000		
法定福利費	22,367,000		
福利厚生費	1,281,000		
人件費計	231,015,000		
(2) その他経費			
仕入高	36,754,000		
通信費	2,964,000		
旅費交通費	5,442,000		
水道光熱費	10,695,000		
レクリエーション費	3,407,000		
研修費	1,127,000		
行事費	396,000		
備品消耗品費	7,202,000		
保険料	3,095,000		
地代家賃	24,573,000		
支払手数料	3,326,000		
租税公課	2,411,000		
謝礼費	2,507,000		
まざらいん費	1,275,000		
保守料	243,000		
公告宣伝費	25,000		
接待交際費	325,000		
事務消耗品費	3,065,000		
支払利息	2,060,000		
顧問料	6,654,000		
車両燃料費	3,654,000		
減価償却費	13,400,000		
雑費	1,090,000		
その他経費計	135,690,000		
事業費計		366,705,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
(2) その他経費		0	
会議費	80,000		
新聞図書費	180,000		
修繕費	4,500,000		
諸会費	110,000		
その他経費計	4,870,000		
管理費計		4,870,000	
経常費用計			371,575,000
当期経常増減額			17,381,000
当期正味財産増産額			17,381,000
前期繰越正味財産額			121,877,652
次期繰越正味財産額			139,258,652